

第 5 7 回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：平成 29 年 5 月 1 日（月）

午後 6 : 00 ~

場 所：奈良市役所 北棟 6 階 第 1 9 会議室

次 第

開 会

1. 議 事

(1) クリーンセンター建設計画の取り組みと現状について

(2) 今後の進め方について

閉 会

第57回 奈良市クリーンセンター建設設計画策定委員会 会議録

開催日時	平成29年 5月 1日（月）18時00分から20時00分まで							
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第19会議室							
出席者	委員	渡邊信久 委員長、田中啓義 副委員長、安田美紗子 副委員長、梅林聰介 委員、倉本みゆき 委員、東久保耕也 委員、三浦教次 委員、元島満義 委員、森住明弘 委員、山口裕司 委員、吉岡正志 委員、吉田隆一 委員 【計12人出席】（欠席：今井範子 委員、古海忍 委員）						
	事務局	仲川市長、向井副市長、山村環境部長、奥田環境部次長、山田環境部参事、久保田環境部参事、山口環境部参事、鈴木廃棄物対策課長、南阪環境清美工場長、李総務部参事、松田課長、中嶋主幹、今田課長補佐、大石主任						
開催形態	非公開	(非公開の理由)	奈良市情報公開条例第7条第5号					
		率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある事項について審議を行うため。						
担当課	環境部 クリーンセンター建設推進課							
議題 又は 案件	1 クリーンセンター建設設計画の取り組みと現状について 2 今後の進め方について							
決定又は 取り纏め 事項	・クリーンセンター建設設計画の取り組みと現状について報告を行い、今後の進め方について審議を行った。							
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等								
1 クリーンセンター建設設計画の取り組みと現状について								
<p>➤ 事務局より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現最終候補地での取組状況、議会での議事経過、委員会よりご提案をいただいていた「ごみの区域外処理」及び「ごみ処理の広域化」についての検討状況を説明した。 ● 環境清美工場の現状について報告した。 								

2 今後の進め方について

➤ 委員からのご意見等

委員から様々な角度からのご意見を頂いた。その要旨は概ね以下のとおりである。

- 移転建設は公害調停で決まったことなので、市としてこれを遵守することは当然であり、覆すことはできないことである。現建設候補地・東里地区であらゆる手を尽くして事業を少しでも進めていくため、まず、環境アセスメントを実施し、環境への影響があるかどうかについて調査するべきであり、地元交渉が進まないことにより環境アセスメントすら実施できないようでは、どこへ行っても反対される。公共施設を建設するに際しての行政の姿勢が問われていると思う。
- 現最終候補地での取組状況を聞く限り、このままでは何も進まないので、建設候補地の見直しも必要なのではないか。
- 現建設候補地での交渉が行き詰まっているが、このまま事業を進めていくのかどうかについて、市が早急に何らかの方針を示さないと策定委員会として議論できない。まずは一旦市の方で検討し直してほしい。
- クリーンセンター建設問題は、現工場の老朽化の現状も踏まえ、現施設の負担を減らすため、ごみ処理の一部を民間等に委託することが考えられる。しかし、一方では財政負担が増大することもあるということを周知し、市民全体の問題として考えてもらう必要がある。現施設のある左京地区と建設候補地の東里地区だけの問題にしてはならない。
- 現工場の老朽化に対して対策が必要であることは理解できるが、そのことによりいつまでも移転しないということにならないように期限を明確にして実施してほしい。
- 委員会では、公害調停に基づいてこれまで議論を進めてきたものであり、調停の精神を大切にしなければならない。

以上のような意見を頂きましたが結論には至ならなかった。

資 料	<ul style="list-style-type: none">・次第・東部地区（東里地区）への取り組み経過・クリーンセンター関連質問（H28）・ごみの区域外処理依頼について・新クリーンセンター稼働まで区域外処理を実施する際の問題点・奈良市周辺区域外処理依頼可能清掃工場・ごみ処理広域化の進捗状況報告・ごみ処理広域化の促進・各調査別所見
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------